1. 路上喫煙対策に関する取組状況について（報告）

【別添資料】

１．路上喫煙対策に関する取組状況について（報告）

（１）中央区戎橋筋・心斎橋筋地域の路上喫煙禁止地区指定について(報告)

【 ① 】

戎橋筋商店街　アーケード支柱への標識

【 ② 】

心斎橋筋商店街　アーケード支柱への標識

【 ③ 】

戎橋筋商店街　アーケード天井部のバナー（2 月 16 日～3 月 14 日）

【 ④ 】

戎橋筋・心斎橋筋地域付近　看板(新規設置)

【 ⑤ 】

御堂筋　看板(デザイン変更)

【 ⑥ 】

区広報紙 12 月号　掲載記事

2/1より中央区戎橋筋・心斎橋筋地域を「路上喫煙禁止地区」に指定します

「路上喫煙禁止地区」で喫煙をした場合、1,000円の過料が徴収されます。喫煙所で喫煙するなど、マナーを守りましょう。

問環境局事業管理課
☎6630-3228　FAX 6630-3581

【 ⑦ 】

ポスター（路上喫煙禁止地区周知用）2 月 1 日～

【 ⑧ 】

戎橋筋商店街　アナウンス内容（30 分に 1 回放送）

ご通行中の皆さん、たばこの喫煙について大切なお知らせです。
戎橋筋商店街では、商店街内での路上喫煙は、大阪市の条例で禁止されています。
商店街内で喫煙された場合、罰則として千円 徴収されますのでご注意下さい。
商店街内での路上喫煙禁止に、ご理解ご協力よろしくお願いいたします。

※英語・中国語・韓国語でのアナウンスは上記の翻訳

【 ⑨ 】

報道発表（1 月 25 日）

報道発表資料 「中央区戎橋筋・心斎橋筋地域 路上喫煙禁止地区の指定」オープニングセレモニーの開催及び喫煙所の供用開始について

[illegible]

問合せ先：中央区役所市民協働課（まち魅力推進担当）（06-6267-9831）環境局事業部事業管理課(06-6630-3228)

平成31年1月25日 14時発表

大阪市では、平成31年2月1日（金曜日）から、中央区戎橋筋・心斎橋筋地域の路上喫煙禁止地区の指定を開始するにあたり、広く市民や来阪者等への周知啓発を図るため、関係商店街とオープニングセレモニーを開催します。

また、平成31年2月1日（金曜日）より高島屋三休橋位置点西側に喫煙所の供用を開始します。

戎橋筋・心斎橋筋は、大阪を代表する商店街として日々にぎわっており、2025年日本国際博覧会の開催地が大阪に決定し、今後、訪れる人の更なる増加が見込まれるなか、路上喫煙禁止地区の指定は、大阪が快適で、安心して楽しんでいただけるまちとしてのPRや魅力向上につながるものであり、今後、関係商店街と連携し、取組を推進していきます。

オープニングセレモニー開催概要

日時

平成31年2月1日（金曜日）10時30分～11時30分

(注1)小雨決行（荒天中止）

(注2)天候等の都合により、内容を変更する場合があります。

オープニングセレモニー（10時30分～）

なんば駅前広場（喫煙所横）

挨拶

商店街代表（心斎橋筋商店街振興組合 理事長）

中央区長

環境局長

指導啓発実式

指導員（戎橋筋商店街振興組合 理事長）

司会

中央区住みます芸人、kento fukaya（ケントフカヤ）

街頭啓発（10時50分～）

大阪東急百貨店・なんばマルイ周辺

主催

大阪市中央区役所、大阪市環境局

その他

取材を希望される場合は、1月31日（木曜日）15時までに、中央区役所 市民協働課（まち魅力推進担当）（電話 06-6267-9831）にご連絡ください。

喫煙所概要

供用開始日時

平成31年2月1日（金曜日）9時～

場所

高島屋三休橋交差点西側（大阪市中央区高島屋3-4）

喫煙所写真

【 ⑩ 】

中央区役所ホームページでの広報（1 月 23 日）

中央区 Chuo Ward

カスタム検索　検索　検索へルプ　トップページ　カテゴリから探す

トップページ > まちづくり > 路上喫煙対策 > 平成31年2月1日より戎橋筋・心斎橋筋地域は「路上喫煙禁止地区」になります

平成31年2月1日より戎橋筋・心斎橋筋地域は「路上喫煙禁止地区」になります

ページ番号：450161　2019年1月23日

平成31年2月1日より「大阪市路上喫煙の防止に関する条例（平成19年4月施行）」に基づき、戎橋筋・心斎橋筋地域は路上喫煙禁止地区になります。路上喫煙禁止地区での路上喫煙は1,000円の過料が科せられます。

喫煙マナーを守り、快適なまちづくりへの協力をお願いいたします。

探している情報が見つからない

情報が見つからないときは

場所

戎橋筋・心斎橋筋地域（心斎橋筋の長堀橋から戎橋・戎橋筋を通り高島屋前までの一本筋）

指定年月日

平成31年2月1日

その他

大阪市路上喫煙の防止に関する条例や路上喫煙の防止の取組等については、専用ホームページをご覧ください。

【 ⑪ 】

LINE@（1 月 31 日）

【 ⑫ 】

twitter（1 月 31 日）

【 ⑬ 】

「中央区戎橋筋・心斎橋筋地域　路上喫煙禁止地区の指定」セレモニー（2 月 1 日）

【 ⑭ 】

長堀通三休橋交差点中央分離帯への喫煙所の設置（2 月 1 日～）

【 ⑮ 】

大阪市ホームページトップでの周知（2 月 1 日～）

【 ⑯ 】

区広報紙 2 月号（全市版）

【 ⑰ 】

区広報紙 2 月号（中央区版）

【 ⑱ 】

本庁ＴＶモニター広告画面（2 月 1 日～）

【 ⑲ 】

道頓堀雪印看板下電光バナー（2 月 1 日～）

※イメージ

【 ⑳ 】

スーパー銭湯モニター（2 月 1 日～）

市内 5 箇所のスーパー銭湯のモニターにて下記内容の放映

中央区戎橋筋・心斎橋筋地域が「路上喫煙禁止地区」になりました
喫煙した場合、1,000 円の過料が徴収されます。喫煙所で喫煙するなど、マナーを守りましょう！

【 ㉑ 】

中央区役所１階ロビーでの周知

【 ㉒ 】

さんあ～る（２月１日）

au 4G 16:14 66%

お知らせ

2019/02/01

中央区戎橋筋・心斎橋筋地域は路上喫煙禁止地区です！

本日平成31年2月1日（金曜日）より、「中央区戎橋筋・心斎橋筋地域」を「路上喫煙禁止地区」に指定します。
「路上喫煙禁止地区」で喫煙した場合、1,000円の過料が徴収されます。
なお、「御堂筋及び市役所・中央公会堂周辺」、「都島区京橋地域」も「路上喫煙禁止地区」に指定されています。
歩きたばこは大変危険です。喫煙所で喫煙するなど、マナーを守りましょう！
詳しくは↓
http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000458546.html

☆★☆★やめませんか、迷惑たばこ★☆★☆
本市では、路上喫煙を防止するために、たばこマナーを啓発する動画を作成しました！
是非ご覧ください。
https://youtu.be/2s-2_gWIDMM

【 ㉓ 】

Ｆａｃｅｂｏｏｋ（２月６日）

au 4G 18:29 63%

facebook.com

大阪市広報
2月6日 16:47

【戎橋筋・心斎橋筋地域の路上でたばこはアカン！】

2月1日から中央区戎橋筋・心斎橋筋地域が路上喫煙禁止地区になりました。
路上喫煙禁止地区で喫煙した場合は、1,000円の過料が徴収されます。

なお、御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺や都島区京橋地域も路上喫煙禁止地区に指定されています。

歩きたばこは大変危険です。喫煙所で喫煙するなど、マナーを守ってみんなが快適に過ごせる路上空間をめざしましょう！

詳しくは↓
http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000458546.html

いいね！ コメントする シェア

（６）今年度の取組みについて

（ア）旅行者（外国人を含む）向け啓発記事掲載

①外国語【英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語】ガイドブック（Ａ５版）

【 ㉔ 】

ガイドブック　表紙（英語表記）

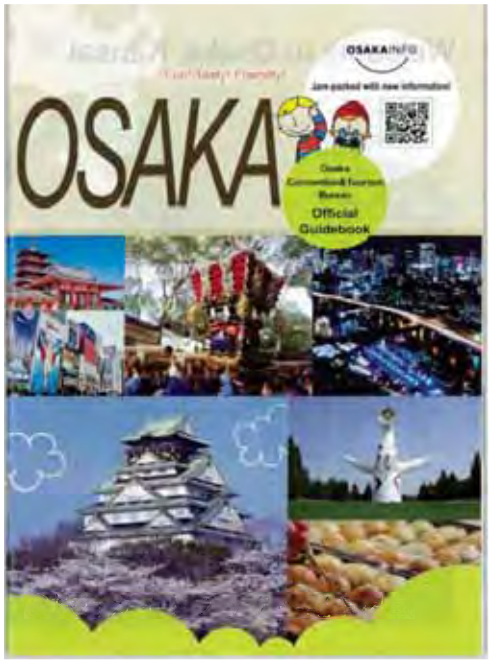

←英語表記以外にも
中国語（簡体字・繁体字）、韓国語で作成
ガイドブック下段に記事を掲載

【掲載記事（英語表記）】

【 ㉕ 】

まっぷる大阪　表紙

掲載記事

見開きの左ページの端
１／３に掲載

【 ㉖ 】

るるぶ FREE　表紙

掲載記事

見開きの右ページの下１／４に掲載

③外国人向け啓発記事掲載

【 ㉗ 】

EXPLORER　MAP　表紙

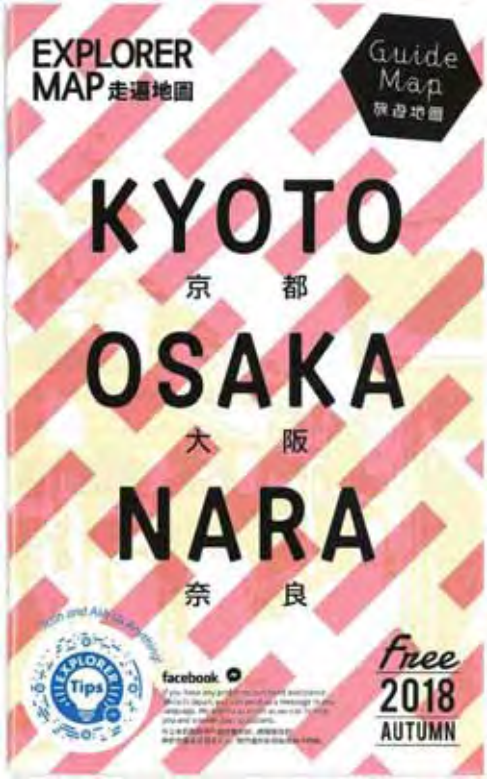

掲載記事

見開きの右ページの下１／４に掲載

④インターネットによる「禁止地区」の啓発記事を海外向けに発信

【 ㉘ 】

大阪観光局が提供する大阪観光案内公式サイト「ＯＳＡＫＡ　ＩＮＦＯ」

（イ）たばこ市民マナー向上エリア関連

①活動団体の活動状況を大阪市環境局のホームページへ掲載

【 ㉙ 】

たばこ市民マナー向上エリア団体紹介ページ

③たばこ市民マナー向上エリア活動団体へ配布する啓発物品デザインの変更

【 ㉚ 】

啓発物品デザイン

ポスター・のぼり・ポケットティッシュを制作

（ウ）新成人向けの啓発活動

【 ㉛ 】

成人式で配布用路上喫煙啓発ビラ（Ａ４判）

（オ）啓発動画の作成

【 ㉜ 】

Youtube「やめませんか、歩きたばこ」